

大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援

1 修学支援

1 チューター制度

本学にはチューター制度（教員による学生指導担当制度）があります。チューターは修学関係の他に、学生生活、進路・就職、心身の健康相談などについて、学生の良き相談相手となり、関係する事務窓口や部署への連絡・調整を含め、解決の糸口がみつけれられるように指導・助言を行います。遠慮なく相談しましょう。

2 奨学金

経済的な事情により、学業をあきらめることなく大学で学べるよう、各種奨学金を取り扱っています。

日本学生支援機構奨学金、地方自治体や各種民間団体等の提供する奨学金等さまざまな奨学金があります。また、奨学金には返済不要の給付型と返済の必要な貸与型があります。貸与型の奨学金を申し込む際は、借りた奨学金を返済していかなければならないことを考え、計画を立てて申し込んでください。

奨学金の相談、申し込みは学生支援グループまで申し出てください。

(1) 日本学生支援機構

貸与型と給付型があります。

日本学生支援機構の奨学金についてはホームページに詳しい情報が掲載されています。

<http://www.jasso.go.jp/>

ア 貸与型について

経済的理由により修学困難な優れた学生に対して貸与される奨学金です。

学業や健康、経済状況等により選定の上、大学の推薦に基づき日本学生支援機構で採用が決定されます。

種別	貸与月額		貸与期間	備考
	自宅通学	自宅外通学		
第一種（無利子）	2万円・3万円・ 4.5万円 から選択	2万円・3万円・ 4万円・5.1万円 から選択	修業年限まで	貸与中の月額変更可
第二種（有利子）	2万円～12万円（1万円単位） から選択		修業年限まで	貸与中の月額変更可
入学時特別増額貸与 （有利子）	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円 から選択		入学時1回のみ	国の教育ローンの貸与を受けられなかった世帯が対象

※下線付きの月額は、平成30年度入学者から新たに選択できるようになる月額です。平成29年度以前の入学者は下線付きの月額を選択できません。

(ア) 予約採用

高校在学時に予約採用候補者として決定されている者は、入学後速やかに「大学等採用候補者決定通知」を学生支援グループへ提出してください。通知と引き替えにインターネットでの入力に必要なID・パスワードをお伝えしますので、インターネットによる進学届提出の手続きを行ってください。手続き後、正式に奨学生として採用され、奨学金の貸与が始まります。決定通知を紛失した場合は、学生支援グループで再交付の手続きを行ってください。

なお、手続きの期限を過ぎた場合、予約採用の資格を失い、奨学金は貸与されませんので、注意してください。

【進学届の提出期限】

期間内に早めに手続きしましょう！

	提出（手続）期間	初回振込日
第1回	4月 1日～4月 8日	4月20日
第2回	4月 9日～4月24日	5月16日
第3回	4月25日～5月26日	6月11日

(イ) 在学採用

例年、4月中旬に奨学金申込説明会を開催していますので、必ず出席した上で、申し込みに必要な書類を受け取り、手続きの説明を受けてください。説明会の日時や場所は、掲示板等でお知らせします。在学採用の募集は年1回のみですので、注意してください。

奨学生として採用された場合、初回の奨学金振込は7月上旬になります。

(ウ) 緊急・応急採用

家計急変（主たる家計支持者の失職や病気、死亡のほか災害など）により奨学金を希望する場合は、随時受け付けを行っています。まずは、学生支援グループに相談に来てください。

(エ) 振込日

奨学金は原則として月に1回、本人の指定口座へ振り込まれます。

区 分	振込日
4月分	4月20日
5月分	5月16日
6月～3月分	各月の11日

※採用時の初回振込は数か月分がまとめて振り込まれる場合があります。

※貸与終了となる年度の3月分は2月分と合わせて2月8日に振込まれます。

※上記の日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、金融機関の休日の前営業日となります。

(オ) 異動手続き

休学や退学、留学などの際には、教務上の手続きと同様に、奨学金についても手続きが必要です。

また、貸与月額を増額（減額）したい場合や貸与を辞退したい場合なども手続きが必要ですので、学生支援グループに申し出てください。

(カ) 継続手続き・適格認定

日本学生支援機構の奨学生は、毎年1回（12月下旬～1月頃）に「奨学金継続願」をインターネットにより提出する義務があります。これを怠った場合、奨学生の資格を失い、4月以降の奨学金貸与は廃止されます。

奨学金継続願提出後、大学において学業成績等による適格認定を行い、奨学金継続の可否を判断します。

(キ) 奨学金の返還

奨学金は貸与であり、卒業や退学した後には返還をしていく義務があります。卒業予定者に対しては、返還説明会を例年10月頃に開催していますので、必ず出席してください。

奨学金を途中で辞退した場合や、上記カの結果により廃止となった場合などは、個別に手続きの説明を行います。

イ 給付型について

経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とした奨学金です。

貸与月額		貸与期間	備考
自宅通学	自宅外通学		
2万円	3万円	修業年限まで	成績不振者は給付を廃止され、返還の義務が生じる

(ア) 入学後の手続きについて

給付型奨学金の入学後の手続きは、貸与型奨学金の予約採用と同様になります。

「ア貸与型について」の「(ア) 予約採用」を参照して下さい。

(イ) 振込日

給付型奨学金の振込日は貸与型奨学金と同様になります。

「ア貸与型について」の「(エ) 振込日」を参照して下さい。

(ウ) 異動手続き

給付型の場合も貸与型と同様に、休学や退学、留学などの際には手続きが必要となりますので、学生支援グループに申し出て下さい。

(エ) 在籍報告

大学に在籍していることを、毎年7月と10月にインターネットを通じて報告（入力）する義務があります。期限までに報告がない場合、奨学金は廃止となりますので、十分注意してください。

(オ) 継続手続き・適格認定

給付型も貸与型と同様に毎年1回（12月下旬～1月頃）に「奨学金継続願」をインターネットにより提出する義務があります。

(2) 財団法人山口県ひとつくり財団奨学金

保護者が山口県内に居住する学生には、無利子の貸与型奨学金があります。募集は、例年、4月に行っています（年1回のみ）。日本学生支援機構の奨学金と併願して申し込むことは可能ですが、同時に貸与を受けることはできません。

なお、ひとつくり財団の奨学生は、年1度（年度末）に奨学金受領確認手続きがあり、これを怠ると貸与が中止されます。3月には成績確認を行い、成績不振者は貸与を廃止される場合もありますので、注意してください。

種 別	貸与月額	貸与期間	備 考
無利子	貸与4.3万円 ※定住促進制度利用で+2万円	修業年限まで	定住促進制度利用の場合、卒業後、住民票提出の義務有り

(3) 留学に関する奨学金

ア 日本学生支援機構 第二種（短期留学・海外大学院）奨学金

海外の大学へ3か月以上1年以内の間、留学（交換留学）を予定している場合や、海外の大学院へ進学を予定している場合に申し込むことができます。

留学の際には、貸与中の奨学金についても手続きがあります。

イ 日本学生支援機構 海外留学支援制度

学術交流協定を結んでいる提携校へ交換留学をする場合や、海外の大学で修士又は博士の学士取得を目的に留学する場合に申し込むことができます。この奨学金は支給されるものですので、返還の必要はありません。別途、学内選考があります。

(4) その他の奨学金

各都道府県や民間奨学団体等、さまざまな団体が奨学金制度を実施しています。大学に募集が来る度に掲示等でお知らせしていますので、見落とさないように注意してください。ホームページで募集要項を掲載している場合もありますので、各自で調べてみてください。

外国人留学生に対する奨学金の募集もありますので、同様にお知らせしています。

3 障害学生支援

障害等により修学や大学生活に不便または困難を感じている方、授業や試験に不安を感じているという方はご相談ください。

相談窓口は、チューター又は健康サポートセンター学生相談室です。

4 学生表彰制度

学業又は研究活動、課外活動、社会貢献、人命救助等でその活動が特に顕著であると認められた学生を表彰する制度です。

5 自学自習室等

(1) 普通教室・講義室

クラスやサークルの自主的活動の場として、必要に応じて、授業の行われていない時間における教室や設備の使用を認めています。教室を使用する場合は、YPUポータルで事前に申請をしてください。

使用に当たっては、授業や他の団体の活動の支障にならないよう注意するとともに、使用後の整理清掃、戸締まりを徹底してください。

(2) 体育館・グラウンド・トレーニングルーム（クラブ棟1F）

体育館やグラウンド、トレーニングルームは、授業の行われていない時間においては、申請により使用することができます。なお、トレーニングルームは体育館横のクラブ棟1階にあり、エアロバイク（自転車エルゴメータ）やコンビネーション・マシン等があります。日頃の運動不足の解消やクラブ活動の筋力トレーニングまで対応できる器具が揃っていますが、利用するには、所定の講習を受け、許可証の発行を受けなければなりません。トレーニングルームは平日の8:40から21:00、土・日・祝日は9:00～17:00まで利用できます。

(3) 講堂

講堂ホールは1階・2階合わせて650座席あり、各種演奏会や発表会等で使用することができます。ステージ等の照明やマイク設備を使用するときは、事前に総務グループに相談してください。講堂内には、鏡張りのレッスン室があり、ダンスの練習等で使用することもできます。

(4) 学習室（桜翔館1F）

グループ学習等に利用できます。予約制ですので、利用する場合は事前に学習室内の予定表に利用日時等を記入してください。平日の8:40から21:00まで利用できます。

(5) 情報処理室（2号館3F）

情報処理室は2教室あります。それぞれの教室には60台以上のパソコンが設置されており、授業で使われている時間以外（土・日・祝日を除く）であれば、学生は自由にこれらの機器を使用できます。プリンタも併設されていますので、レポートの作成や、実験データの処理に活用してください。また、情報処理室のパソコンはインターネットに接続されており、自由な利用が可能となっています。平日の8：40から21：00まで使用できます。

(6) LL教室（2号館3F）

パソコンとオンライン型英語学習ソフトが設置されています。CALL（Computer Assisted Language Learning・コンピュータを利用した英語学習教材）は、講義の一環として利用されたり、自習教材として週あたりの学習時間を指定されたりして、リーディング速度を上げるための練習や、聞き取り能力を上達させるためにヘッドフォンを使ったリスニングの練習に使用されています。交換留学の準備として、また就職活動の一部として、多くの学生の利用を期待しています。

その他にもLL教室には、海外書籍（英語版）やDVD等が備えてあります。気軽にお立ち寄り下さい。平日の8：40から17：55まで利用できます。

(7) 音楽演習室（C館4F）

音楽演習室はC館の4階にあります。ピアノ等の楽器や機器の使用が可能です。使用する場合は申請してください。

(8) 有隣館（ゆうりんかん）

学生の自主的な課外活動の場として有隣館があります。1階のホールは自由に使うことができます。専有して使用したい場合は、学生支援グループに申請してください。平日、土・日・祝日ともに8：00から21：00まで利用できます。

(9) 郷土文学資料センター（C館1F）

当センターは、山口県に関係のある文学資料の調査・収集・整理・保存・展示を目的として昭和61年（1986年）に開設されました。

山口県出身の文学者である嘉村礒多・田上菊舎・井上剣花坊・高樹のぶ子等に関する資料をはじめ貴重資料も所蔵しています。こうした資料の収集・調査以外に、現在当センターが行っている主な活動としては、山口に伝わる鷺流狂言関係資料や、与謝野鉄幹・川端康成・井伏鱒二等の著名な作家の書簡など所蔵資料の展示、昭和62年（1987年）以来続けている「公開講座」、『郷土文学資料センターだより』の発行があります。

「公開講座（サテライトカレッジ）」は、地域の人々を対象として開催されていますが、関心のある人は参加してください。資料の展示は、年に数回行いますが、学生のみなさんにも自由に見ていただくことができます。公開講座や展示の期間についての情報は、随時、掲示あるいは大学ホームページに掲載されますのでご覧ください。

『郷土文学資料センターだより』は当センターや図書館に置いてありますので、一度手に取ってみてください。また、みなさんが山口にゆかりのある作家や作品、鷺流狂言等について調べたい時などは、研究員に気軽に声をかけてください。いつでも相談に応じます。

利用時間 平日 10:00～16:00

センター長：稲田 秀雄 研究員：安光 裕子、加藤 禎行、菱岡 憲司

(10) 地域交流スペースYucca (ユッカ) (地域共生センター棟)

地域交流スペースYucca (ユッカ) は、学生・教職員と地域を結ぶ交流拠点スペースです。

学生や教職員の活動を地域へ発信する場として、また、学生・教職員と地域の人々の出会いや交流の場を創造し、生き活きとした地域社会作りに資するために設置されています。

Yuccaでは、学生・教職員と地域の人々が交流するプログラム（各種学習会・セミナー・交流会・ワークショップなど）が開催されています。行事の開催されていない時間帯は、学生の皆さんにYuccaを開放し、サークル活動や学習会に活用されています。

地域と共に育ち合える場として、より充実した学生生活が展開できるように活用してください。

【利用手続き】

利用を希望する方は、事前にYuccaにて電話予約（083-928-3561）をし、「Yucca使用申込書」を提出してください。

【利用時間】

平日・土日 9時～21時

（年末年始12/29～1/3を除く）

【利用可能な部屋】

タイプの異なる5部屋があります。利用シーンに応じて使い分けてください。

- ・交流室1：ソファが設置され、個別で話をしたい方やくつろぎたい方が利用しています。
- ・交流室2：テーブルやプロジェクター、AV機器などの備品が多数あり、多目的に利用されています。
- ・交流室3：土足禁止の広いスペースがあり、子ども向けイベントや創作活動等に活用されています。
- ・セミナー室1：45人までの教室形式で、講座の開催に最適です。
- ・セミナー室2：ミーティングテーブルが設置され、グループミーティングなどに向いています。

【設備・備品】

テーブル、椅子、ホワイトボード、プロジェクター、DVDプレーヤー、冷蔵庫、電子レンジ、IHコンロ、鍋、食器、ポット、餅つき機、炊飯器、ポップコーンメーカー、カラオケセット、子ども用遊具（託児用）、プレイマット、点字付きオセロ、UNO、ボッチャセットなど。

【Yucca 活用事例】

● 卒業研究に活用 ●

親子関係をテーマにした卒業研究の一環で、いつもYuccaを利用されている親子に読み聞かせを行いました。アンケートやインタビューの時間には、おもちゃ等を利用して、お子様の託児も行いました。

● 留学生との交流 ●

県内に住む留学生と日本人学生の出会いの場を作り、国を越えて様々なこととお話ししました。お互いの文化・環境の違いが様々な発見を生み出しました。

● レクリエーションの場として ●

サークル活動で、地域の方を交えて障害者スポーツ「ボッチャ」を行いました。Yuccaでは、備品を利用した様々な活動が可能です。

何か「やってみたいこと」があれば、お気軽にご相談ください。実施方法を一緒に考えましょう。

(11) ラーニングコモンズ（2号館4F）

学生や教職員が自由に利用できる、学習や活動の場です。平日の8:40から21:00まで自由に使うことができます。飲食の場所としても利用できます。

誰もが自由に使用できるよう、専有して使用することはできません。また、大きな音を出すなど他の利用者に迷惑がかかる活動もできません。

室内には、自習用テーブルとグループワークスペース、ミーティングルームがあり、話し合いやプレゼンテーションの練習、実際の発表ができる、テーブルやイス、ソファ、テレビモニターなどがあります。

【場 所】 2号館4階

【利用時間】 月～金 8：40～21：00

利用は自由ですので、特に予約の必要はありません。

6 図書館

本学の図書館は、図書館（南キャンパス）と図書室（北キャンパス6号館）があります。図書館はあらゆる資料を所蔵しており、図書室は主として看護栄養関係の資料を所蔵しています。学生のみなさんは目的に応じてどちらも利用する事ができます。

図書館内には、一般図書、参考図書、学術雑誌等がそれぞれの書架にあり、自由に閲覧できます。

また、書庫にある資料も「書庫内資料利用票」に必要事項を記入してカウンターへ提出すれば、同様に閲覧や貸出ができます。

図書館のホームページでも利用の案内をしていますので、ご覧ください。

<https://www.ypu.jp/li/us/lg/>

蔵書検索用のOPAC（Online Public Access Catalog）も学内、学外を問わず使いやすいものになっています。ぜひご利用ください。

また、新刊図書の案内などもOPACから提供できるようになっています。

(1) 開館時間

平日 9時～17時（休業期を除き、南キャンパスは19時まで利用できます。）

(2) 特別利用

平日 17時～21時（休業期を除き、南キャンパスは19時から21時まで）

土曜日・日曜日 9時～17時（休業期を除く）

カード式入退館システムによって、特別利用時間内には資料の閲覧、貸出、複写、情報検索ができます。ご不明な点は、職員にお尋ねください。

また、カード（学生証）を紛失した場合は、ただちに教務学生部に届出をしてください。

(3) 休館日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

蔵書点検期間（毎年3月、8月中に1週間程度）

館内整理日（毎月末）

(4) 資料・情報の探し方

データベース化によって、所蔵している大半の資料はOPACで探すことができます。保管場所は、開架、書庫、北キャンパス図書室、研究室等に分かれています。

OPACには、操作方法のオンラインマニュアルがありますので、必ずよく読んでから検索を行ってください。わからないときには、遠慮なくカウンターの職員にお尋ねください。

学内LANによって図書館以外のパソコン（研究室、情報処理室など）からも所蔵資料の検索ができます。図書館及び図書室には、インターネットに接続された情報検索用パソコンを合わせて15台置いていますので、記事検索、学術情報サービス、論文検索、電子ジャーナル・電子ブックの閲覧などにご利用ください。なお、館内利用限定でノートパソコン及びタブレット端末の貸出をカウンターで行っています。分からないことがありましたら、職員にお尋ねください。

(5) 視聴覚資料案内

ビデオテープは北キャンパス6号館の視聴覚コーナーでのみ利用できます。内容は看護学関係の資料です。利用の際には、6号館の図書室においでください。

(6) 貸出

館外利用を希望する際には「館外貸出」の手続きをします。学生証と貸出希望の図書を、カウンターにお持ちください。（学生証は貸出カードと共用になっています。）

返却期日は、図書に貼付してある「返却期日票」に各自で押印してください。

なお、図書は1回に限り、返却期日を1週間延長することができます。ただし、予約者がいる場合には延長できません。

最新刊の資料と参考図書は16時以降から翌日午前中まで、特別貸出ができます。

資料の貸出冊数と貸出期間

●教職員			●大学院生			●学部学生及びその他館長の許可を受けた者		
種別	貸出冊数	貸出期間	種別	貸出冊数	貸出期間	種別	貸出冊数	貸出期間
図書	20冊以内	3箇月以内	図書	10冊以内	1箇月以内	図書	5冊以内	2週間以内
雑誌	3冊まで	2週間以内	雑誌	2冊まで	1週間以内	雑誌	1冊	3日間以内

(7) 返却

返却期日票の期日をよく確認してください。返却が遅れると、遅れた日数貸出停止となりますので注意してください。また、開館時間外や休館日に返却する場合には、ブックポスト（図書館の玄関口・図書室の入口に設置）に投函し、返却してください。

(8) レファレンスサービス

- ・所蔵調査・・・学生のみなさんの、レポートや卒業論文に必要な資料の所蔵調査を行います。当館の所蔵だけでなく、他機関の所蔵調査も行います。
- ・学内文献複写・・・当館で所蔵する文献を、各自で複写することができます。その際には、「文献複写申込書」を記入し、複写後カウンターへ提出してください。複写機はコイン式になっています。
- ・学外文献複写依頼・・・他大学や他機関の所蔵している資料を当館から複写の依頼をし、コピーを取り寄せることができます。経費は利用者負担です。到着までに1週間から1か月位かかりますので、余裕を見て申し込んでください。
- ・相互貸借・・・他大学や他機関の所蔵している資料を、図書館を通して借りて利用できます。ただし、借りた資料は館内閲覧のみで、経費は利用者負担です。
- ・相互利用・・・他大学や他機関の所蔵する資料を直接出向いて利用することです。事前に、紹介状が必要になりますので、カウンターへ申し出てください。

(9) お願い

- ・図書館内には、かばん類の持ち込みはできませんのでロッカーに入れて入館してください。筆記用具、貴重品等は持ち込んでもかまいません。
- ・図書館内で食事はできません（飲み物はペットボトル又はフタ付きタンブラーのみ許可）。
- ・図書館内では周辺の人に迷惑をかけないように、静かに利用しましょう。携帯電話は、館外で使用してください。
- ・閲覧後の図書は次に利用する人のために、請求記号に従って、所定の位置に戻してください。

2 進路支援（キャリアサポート）

1 キャリアサポートセンターとは

キャリアサポートセンターでは、就職活動を行う3・4年次生のみならず、1・2年次生から、一人ひとりの進路・就職に関して様々なサポートを行っています。

【場 所】北キャンパス2号館1階

【開室時間】月～金 8：40～17：10

TEL：083-929-6501

E-mail:shushok1@yamaguchi-pu.ac.jp

※ 土日祝閉室（その他変更のある場合は別途お知らせします。）



●資料/情報

- *求人票 — 企業、施設、病院等から大学に送られてきた県大生に向けた求人です。
- *DVD — 仕事情報・会社情報・就職マナー・面接対策等の内容があります。貸出可。
- *先輩の採用試験記録 — 試験内容から対策方法まで、細かいアドバイスが書かれています。
- *各種資格情報 — 資格の取得方法、資格試験情報、通信講座・資格学校情報など。
- *無料のガイドブックやパンフレット — キャリア・就職の参考資料を配布しています。
- *各種書籍 — キャリア・就職に関するテーマのものから対策本まで貸出可（5日間）。

●パソコンの利用

自由に使えるパソコンを2台設置しています。求人検索や情報収集が可能です。印刷もできますので気軽に声をかけてください。

●進路・就職相談

<相談例>

- *将来のために、どんな学生生活を送ればよいのか教えてほしい
- *親と進路についてぶつかってしまう
- *将来、自分が何をしたらよいかわからない
- *働くイメージをどうやって掴んだらよいかわからない
- *就職活動がうまくいかず悩んでいる
- *応募書類を添削してほしい
- *面接を前に練習をしたい

●就職ガイダンスの実施

学年ごとに開催します。必ず参加してください。
学科を問わず、広く知ってほしい内容を伝えます。

●各種就職講座・模試の実施

就職活動を進める上で必要な準備や対策が講じられるよう適宜実施します。

●公務員・教員対策の実施

ガイダンス・講座・模試などを開催します。



●資格取得支援

秘書検定試験等を学内で開催します。

『将来なりたい自分』に向けて、『^{こうどう}考動』しよう！

「充実した学生生活を送るにはどうしたらいいの？」

「将来の夢や目標を実現するために、今できること、やるべきことは？」

「就職活動ってどうすればいいの？」

「自分に向いている仕事って何？」

キャリアサポートセンターでは、これらの悩みを解決するための進路、就職支援を行っています。

1・2年次のうちから、気軽に来室してください。将来を考えるのに早すぎることはありません。

将来への指針を持って、計画的に大学時代を過ごし、社会で求められる力を養っていくことこそ、現在の就労環境では重要となっています。



2 キャリアサポートセンターからの「お知らせ」方法

キャリアサポートセンターからの各種「お知らせ」は、キャリアサポートセンター内に掲示するほか、次の方法で行っています。ガイダンスや講座の案内、予約方法など、最新の情報を発信しています。

大切な就活情報を逃さないよう定期的にチェックしてください

●YPUポータル

●掲示版

◆中央掲示版

◆A館1F D館への通路

◆2号館1F

◆各学科掲示版（看護棟は5号館2Fカンファレンスコーナー前）

●大学ホームページ

「トップページ」→「キャリア・就職支援」

<https://www.ypu.jp/ce/>

◆学内ガイダンス・講座の案内

◆進路・就職相談の案内

◆求人検索ページ

<https://career.ypu.jp/GakuShokuWeb/>

・求人検索NAVI—大学に届いた求人票がWeb上で検索できます。



<https://st.uc.career-tasu.jp/login/?id=1a4e0139c79e0d005a7b9198e3f2bd99>

・キャリアタスUC—(株)ディスコが運営するサイトに登録している企業からの求人情報。

キャリアタスUC
[career+]

スマートフォンからはこちら→
※接続には通信料が発生します。



どちらもログイン時にID・パスワードが必要です。
キャリアサポートセンターにて確認してください。



平成30年度キャリア・就職支援スケジュール（予定）

月	内 容	1年	2年	3年	4年
4月	前期公務員ガイダンス(5限)	○	○	○	
	教職教養講座ガイダンス(4限)	○	○	○	
	集団面接(2・4限選択)・グループディスカッション対策講座(3限)				○
	公務員模試(地方上級型)	○	○	○	○
	4年生向け就職講座①(職種・業種と自己を活かしたエントリーシート)(4限)				○
	4年生向け就職講座②(筆記試験・面接の実際)(4限)				○
	前期公務員対策講座(毎週水曜日5・6限9回)	○	○	○	
	看護ガイダンス(3年前期)			○	
前期教員模試			○	○	
5月	3年生向け就職ガイダンスⅠ(就職活動キックオフガイド)(3・4・5限選択)			○	
	就職対策講座1(文章構成力・コミュニケーション力)(3・4限選択)			○	
6月	1, 2年生向け就職ガイダンスⅠ(なりたい自分を見つける ～将来につながる意欲と学び～)(3・4・5限選択)	○	○		
	就職対策講座2(自己分析とキャリアデザイン)(3・4限選択)			○	
	1, 2年生向けワークショップ1(意欲的に行動できる自分になる ～自主性・行動力・学びの理解～)(3・4・5限選択)	○	○		
	前期秘書検定準1級、2級				
7月	就職対策講座3(長期休暇とインターンシップ・職場見学)(3・4限選択)			○	
	就職模試Ⅰ(進捗度、適性・適職調査)(3・4限選択)	○	○	○	
	就職対策講座4(就活三大質問:自己PR・がんばったこと・志望動機)(3・4限選択)				
7月	1, 2年生向けワークショップ2(社会に求められる人財になる ～社会人基礎力・社会を知る・自分の強みを活かす～)(3・5限選択)	○	○		
	就職模試Ⅰフォローアップ講座(4限)			○	
9月	(9/28PROG)			○	
10月	後期公務員ガイダンス(5限)	○	○	○	
	就職模試Ⅱ(一般常識、基礎学力)(3・4限選択)			○	
	就職対策講座5(応募書類～エントリーシート・履歴書～)(3・4限選択)			○	
	後期公務員対策講座(毎週水曜日5・6限9回)	○	○	○	
	SPI対策講座(前半)(3・4限連続)			○	
	公務員模試(全国共通)	○	○	○	
11月	ビジネスメッセ	○	○	○	
	SPI対策講座(後半)(3・4限連続)			○	
	後期秘書検定準1級、2級	○	○	○	○
	3年生向け就職ガイダンスⅡ(企業が期待する人財～採用側から見た就活～)		○	○	
	就職対策講座6(Webテスト・SPIの新傾向と対策)(3・5限選択)			○	
	就職模試Ⅱフォローアップ&社会時事講座(4限)			○	
	ジョブスタディin 山大	○	○	○	
就職対策講座7(就活での情報活用)(3・4限選択)			○		
12月	看護ガイダンス(3年後期)			○	
	Jobフェア	○	○	○	○
	就職模試Ⅲ(エントリーシート攻略)(2限)			○	
	後期教員模試	○	○	○	
	就職対策講座8(業種・職種・企業研究)(3・4限選択)			○	
1月	就職マナー・ヘアメイク講座(3・4・5限選択)			○	
	3年生向け就職ガイダンスⅢ(先輩の就活から学ぼう～就活法と職業情報～)		○	○	
	就職対策講座9(面接対策)(3・5限選択)			○	
	就職模試Ⅲフォローアップ&エントリーシート実践講座(4限)			○	
2月	リクルートファッション・ヘアメイク講座(3・4・5限選択)			○	
	就職対策講座10(直前対策・総まとめ)(3・4限連続)			○	
1~3月	業界研究セミナー(人事関係者に聞く新年度の採用)(4限)	○	○	○	
1~3月	集団面接(2・4限選択)・グループディスカッション対策講座(3限)			○	

3 心身の健康支援（健康サポート）

1 健康管理

大学生活において、何を始めるにも、まず健康が第一です。
自立した生活の第一歩は、自己の健康管理から始まります。

(1) 食事 —これから知的活動を開始するあなたに！

健康を保持増進するためには、食生活を上手に営んでいくことが大切です。「早寝、早起き、朝ごはん！」 「朝ごはんを食べて、脳に活！」 食事をちょっと点検してみましょう。

一日の開始、朝寝坊をして何も食べないで教室にかけ込んでいませんか？

まず、朝起きたらラジオ体操程度の運動を5分位軽くして体に「活」をいれましょう。そして、脳のスタミナ源をとるためにはパン・ご飯（糖質）、「やる気」を出すには卵・チーズ・魚・肉（タンパク質）、体の働きを整えるためには野菜や果物も忘れずに食べましょう。これで、やる気をもって授業が受けられるはずですが、でも、お昼はパン・カップラーメンだけ、その上に夜はアルバイトで遅くなったからと言ってスナック菓子で済ませていませんか。これでは、若いからといっても体が持ちません。偏らず、バランスよく食べましょう。

太ってもいないのに、雑誌に載っているダイエットを試した経験はありませんか？

無理なダイエットは心身ともに傷跡を残します。過食、拒食に悩んだときは、学内に専門家もいますので、気軽に相談してみましょう。

知的で豊かな食生活をおくりましょう。でも、何を参考にすれば？

一番手近なものは高校の家庭科の教科書です。食べ方、簡単な調理方法まで図入りで書かれています。一つの食品ですべての栄養を満たしているものはありません。賢く食品を組み合わせ、栄養バランスをチェックする習慣をつけましょう。朝は一日の活力源であるスタミナ食、昼は腹持ちのよいつなぎ食、夜はまとめ食いや遅すぎる時間を避けて軽食などの工夫もしてみましょう。

(2) 飲酒 —お酒は20歳を過ぎてから！

お酒の飲み方で最も危険なのは「イッキ飲み」です。急性アルコール中毒により、最悪の場合、死に至るケースもあります。普段から自分の飲めるお酒の適正な量を知り、アルコールの知識を身につけておきましょう。アルコールに対する適応性を検査するアルコールパッチテストを行っています。毎年、4～5月を除く、毎週火曜日、金曜日の13時～16時に行っていますので、気軽に受けてみてください。

また、例え自転車でも飲酒後の運転は飲酒運転になります。この場合、道路交通法第65条違反により、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられますので、絶対に乗ってはいけません。

急性アルコール中毒にならないために

- ・味いながらゆっくり楽しく飲む。
- ・アルコールの吸収を遅らせる脂質やたんぱく質を摂りながら飲む。
- ・種類の違うお酒を飲むときは、飲み過ぎに注意して飲む。

(3) 大麻等薬物乱用防止

昨今、大学生の大麻等薬物乱用が大きな社会問題となっています。

大麻等の薬物は所持、栽培、譲渡、売買、使用等をしただけで法律違反となり、罰則が科せられます。それ以上に、違法薬物は自身へ与える身体的、精神的影響はもとより、家族、友人など身の回りの人たちや社会にまで大きな悪影響を及ぼします。

「すぐにやめられる」、「ちょっとだけ・・・」

こんな軽い気持ちで手を出しただけで、人生を棒に振ることにもなりかねません。なぜ法律で罰則まで設けられて規制されているのかを理解しましょう。

どうか違法薬物に「No!!」と言える強い意志を持ってください。

[参考] 大麻取締法違反による罰則（一部省略）

第24条の2 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、7年以下の懲役に処し、又は情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金に処する。

第24条の3 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役に処する。

1. 第3条第1項又は第2項の規定に反して、大麻を使用した者

2. 第4条第1項の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

(4) 性

ア 性感染症って知っていますか？

性感染症は性行為によってうつるいろいろな病気のことです。STD (Sexuality Transmitted Diseases) とも呼ばれています。「自分には関係ない病気」と思っていないませんか？誰もがなりうるのが「性感染症」です。うつし、うつされます。原因は細菌、ウイルス、原虫などで、次のような病気があります。

性器ヘルペス、淋病、クラミジア、鼠径リンパ肉芽腫症、ケジラミ、梅毒、尖圭コンジローマ、トリコモナス症など。

イ STDを予防するには？

まずは、NO SEX が100%確実に一番安全な予防法です。次にSAFER SEX (より安全なセックス) で、コンドームを正しく使用するなどお互いに最低限のマナーを心がけましょう。女性は、必ず基礎体温測定を習慣化し、異常に早く気付くようにしましょう。

ウ STDに感染した恐れがあるときは？

すぐ医師（男性は「泌尿器科」、女性は「婦人科」）に相談してください。STDに感染すると、失明や不妊症の原因となったり、病気によっては生命に関わるものもあります。自己判断や素人判断は病状を悪化させる場合があります大変危険です。

ほとんどのSTDは治すことができます。早期に治療すれば、それだけ後遺症が残る危険性は少なくなります。初期症状（男性は排尿痛、性器に発疹・イボができる、女性はおりものの量が増える、変な色のおりものがでる）を放置しないことです。

エ STDはHIVの感染確率を高めます！

STDに感染すると性器などの感染箇所がただれたりする場合があります、HIVが感染しやすくなることがわかっています。

*HIV-Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス) の略

エイズ(AIDS—後天性免疫不全症候群)は、HIVの感染によるもので主に性行為により、無症状で気づかないまま平均10年という長期の潜伏期間の後に発症します。エイズ検査は、健康福祉センター(保健所)で無料、匿名で受けられるので、電話予約して行きます。検査時期は、感染してすぐに抗体ができないので分かりにくいいため、2か月(8週間)後に受けるとよいでしょう。結果は1週間後に本人に知らされます。

HIVが体の中で増えると、人体に備わっている抵抗力(免疫)がなくなり、健康なときにはかからないような、さまざまな感染症や悪性腫瘍などにかかってしまいます。

2 健康サポートセンター

(1) 保健室

大学の保健室では、保健師が皆さんの応急処置・健康相談に対応します。

曜日	時間
月～金	8:40～17:10

TEL: 083-929-6512 (直通) E-mail:hoken@yamaguchi-pu.ac.jp

ア 応急処置

ケガや具合の悪い時は、我慢しないで保健室に駆け込んでください。

イ 健康相談・健康教育

身体や心の悩み、不安、心配など、どんな些細なことでも気軽に相談してください。健康生活に役立つ図書も多数そろえてあります。気軽に利用してください。

ウ 定期健康診断

毎年4月に、身体測定、視力検査、内科検診、胸部X線撮影、尿検査を全学生に実施します。必ず受診してください。全項目受診していないと、実習や就職活動時に必要な健康診断証明書の発行ができません。

健康診断で異常があった場合は、本人に連絡しますので、必ず保健室に来てください。

エ 健康診断証明書の発行

就職や各種申請等で必要な健康診断証明書は自動発行機で発行できます。未受診等で発行できない場合は、保健室に来て下さい。

オ 小児感染症抗体価検査

入学前に、麻疹、風疹、水痘、耳下腺炎（おたふくかぜ）の4項目の検査を受け、結果を健康診断時に保健室に提出することになっています。抗体のない場合はワクチン接種が必要です。小児感染症は、成人が罹患すると重症化する場合があります。学内外の集団感染予防のため、自身の健康管理面から、実習の有無にかかわらず必ず検査を受けてください。

実習を伴う学科は、受診・提出が必須で、未受診・未提出者は実習ができません。就職で提出を求められることもあります。

カ 各種測定・アルコールパッチテスト

身長、体重、体脂肪、血圧、視力などは、随時、自由に測定できます。アルコールパッチテストは、4～5月を除く、毎週火・金の13時～16時です。

キ マッサージチェアー

疲労回復やストレス解消に自由に利用してください。

● 健康セミナー

毎年、様々な分野の第一線で活躍しておられる先生を講師にお招きし、定期的に『健康セミナー』を開催しています。セミナーは、主に青年期の問題をテーマに取り上げています。これからの生活を見つめ直す良い機会です。気軽に参加して一緒に学びませんか？

*詳しい日程は、掲示板、YPUポータル、大学ホームページをご覧ください。



● 学校医による健康相談

体調や心身の健康について、悩みや不安に思っていること、どこの病院に、どの科にかかればよいのかなど、どんな小さなことでも答えてくださいます。検査や薬の処方はいりませんが、相談は無料ですので、気軽に利用してください。相談内容など個人の秘密はお守りします。

学 校 医	診 療 科
藤原 淳（すなお）先生 （藤原内科 院長）	内科・胃腸科・循環器科・小児科 リハビリテーション科
田村 博子 先生 （田村医院 院長）	内科・胃腸科

*詳しい日程は、掲示板、Y P Uポータル等で確認してください。

● 医師による診療を受けるとき

いざというとき・・・各種病院等の連絡先は、保健室の「医療施設情報マップ」を参照。
または、「市報やまぐち」の休日当番医表を参照。

「やまぐちのお医者さんnavi」サイトで山口市内の医療機関が検索できます。

- ・ 山口市休日・夜間急病診療所（山口市糸米2-6-6） TEL: 083-925-2266
- ・ 休日在宅当番医テレホンサービス TEL: 083-923-5000
- ・ 山口健康福祉センター（山口環境保健所） TEL: 083-934-2525
（精神・感染症・伝染病などについての健康相談や適切な医療機関を知りたい場合）
- ・ 救急相談電話 TEL: 083-932-6119
（救急車を呼ぶべきかどうか対応可能な医療機関の相談）



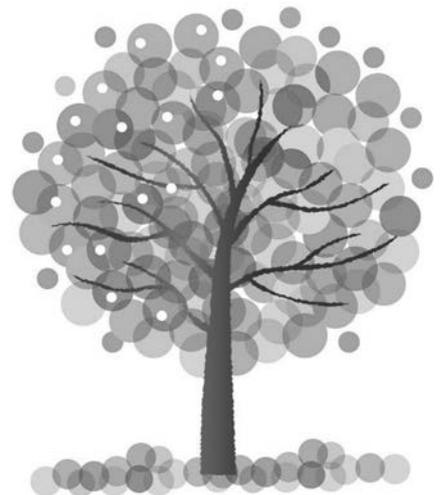
(2) 学生相談室 一心の健康に関する相談

学生相談室は、皆さんの一人ひとりが、より豊かで充実した学生生活を送れるようお手伝いをしたいと考えています。皆さんが学生生活を送る上で出会うさまざまな問題について、どんな小さなことでも、カウンセラーと話し合うことができます。

カウンセリングは、専任カウンセラーと学内教員（いずれも臨床心理士でカウンセリングの専門家）が担当しています。ほんのちょっと勇気をだして、気軽に相談室に来てください。相談内容など、個人の秘密はお守りします。

※こんなときに学生相談室へ・・・

- 授業や課外活動に満足感が持てない
- 自分の生き方や将来について不安である
- 入学はしたものの、何を目標にすればよいのか分からない
- 人の輪の中に入っていくのが苦手で友達ができない
- 人前に出ると緊張して上手に話せない
- 異性とうまく付き合えない
- 毎日何となくイライラして落ち着かない
- 何事にも意欲がでない
- 眠れないので、体の調子が悪い
- アパートや家庭での生活がうまくいかない
- 自分の性格や適性についてもっと知りたい
- このまま在籍することに疑問を感じる
- 身の回りの人間関係のトラブルに困っている
- 何かやってみたいと思っているけど、うまく踏み出せない



開室時間及び担当カウンセラー

曜日	時間	担当カウンセラー (臨床心理士)	相談場所
月・火・木	10:00～17:00	廣中 香子 (専任カウンセラー)	学生相談室 (2号館1階)
水・金	10:00～17:00	太田 列子 (専任カウンセラー)	
月	13:00～14:00	大石 由起子 (社会福祉学部教員)	研究室
木	13:00～16:00		(D館3階)

※申し込み方法

- ア 学生相談室を訪ねて直接カウンセラーに申し込む。
- イ 電話かメールで申し込む。(相談予約のみを受け付けますので、名前と学部と希望日時と連絡先の電話番号を伝えてください。相談内容は相談室で会ってお聞きします。)
TEL : 083-929-6511 (直通) E-mail:soudan@yamaguchi-pu.ac.jp
- ウ 保健室内の「相談予約票」に記入し、保健師に手渡して申し込む。

● ワークショップ ～箱庭を体験してみよう～

言葉を介さない心理療法のひとつに“箱庭療法”があります。
砂の入った箱の中に、自由にフィギュアを置くことで、心を表現します。
自己表現のひとつとしても楽しめるものです。
皆さんも一度、箱庭の世界を体験してみませんか。



【開催時期】

前期：6月

後期：11月 ※前後期それぞれ1回、1時間半ずつ。

【定員】

4名～6名

● 傾聴ワークショップ

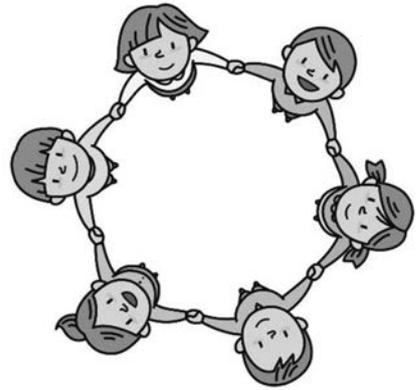
学生による相談支援活動のスキルアップのために話を上手に聴くワークを行っています。春期と秋期の年2回。

● ピアサポート活動 —学生による学生の相談活動

本学では、新入生の皆さんが新たに経験する学生生活や一人暮らしをサポートするために、「ピアサポート」という活動を実践しています。「peer」とは「仲間」、「support」とは「支える」の意味で、ピアサポーターと呼ばれる先輩たちが、みなさんの相談に親身に応じます。(編入生や2年生以上の在学生の相談も歓迎です。)

相談例・・・

- 銀行や歯医者場所が分からない
- 単位の取り方が分からない
- シラバスの見方が分からない
- 山口市のゴミの分別が分からない
- どのスーパーで買ったら安い？
- 安くておいしいランチが食べられる場所は？
- 節約術について教えて！
- 一人暮らしになってさみしい
- 友達がなかなかできない
- 県立大学のサークルについて知りたい！



このほかの内容でもかまいません。雑談をするような気軽な気持ちで遊びに来てください。

【活動内容】

4月入学当初に、キャンパス内にブースを設けて活動しています。

3 ハラスメントについて

「ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」などという言葉を知っていますか。あなたの周囲の先生、先輩、友人たちと良好な人間関係が保たれていれば、前向きに充実した大学生活を送ることができるでしょう。

しかしながら、あなたが、これらの人たちから、嫌がらせや不当な圧力を受けていると感じ、学修生活に支障が生じるようになると、大学生活を有意義に過ごすことはできなくなります。

もしも、そのようなことになったら……。大学には、ハラスメントに関する相談体制があります。自分だけで悩まないで、勇気を持って相談しましょう。その手続きについては、以下の「ハラスメントに関する相談の手引き」をご覧ください。

また、ハラスメントは、人間関係上の問題です。偏見や差別にとらわれず、常に相手を思いやり、他人に被害を与えないということを心がけておくことも大切です。

(1) ハラスメント

ア ハラスメントとは何か

本学におけるハラスメントの定義

ハラスメントは、公立大学法人山口県立大学アンチ・ハラスメント憲章（平成18年4月1日規程第4-23号）第一章及び公立大学法人山口県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規則（平成18年4月1日規程第4-24号）第2条第1号では次のように定められています。

ハラスメントとは、すべての法人の活動における関係又は地位を利用して行われる、当事者の望まない、不当な、有形又は無形の圧力のことです。

イ ハラスメントの例示

ハラスメントの例として次のようなものがあります。

(ア) セクシュアル・ハラスメント

性的要求や性的言動、または固定的な性的役割の観念に基づく言動を繰り返すことにより相手方に不利益を与えること及び相手方を不快にさせ、就労・修学や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることをいう。

(イ) アカデミック・ハラスメント

教育上または研究上の優越的な地位や立場を利用して、教育指導上または職務上必要な範囲を超えた不適切な言動により相手方の研究学習意欲または研究学習環境を著しく阻害すること及びその職務を逸脱して精神的な苦痛、肉体的な苦痛または困惑を与えることをいう。

(ウ) パワー・ハラスメント

職務上の地位または人間関係などの職場内の優越的な地位や立場を利用して、業務上の必要な範囲を超えた言動により相手方に対して精神的な苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、またはその就労意欲若しくは就労環境を著しく阻害することをいう。

(エ) 妊娠・出産等に関するハラスメント

上司・同僚からの妊娠・出産等に関する言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境を害することをいう。

(オ) 育児・介護休業等に関するハラスメント

上司・同僚からの育児・介護休業等に関する言動により育児・介護休業者等の就業環境を害することをいう。

(カ) その他のハラスメント

相手方の人格権を侵害するようないじめまたは嫌がらせをいう。

※相談の対象となるハラスメント

法人の構成員間又は法人の構成員と学外者との間に発生した、上記の定義にあたるハラスメントについて相談することができます。また、このようなハラスメントであれば、ハラスメントが発生した時間及び場所を問いません。

法人の構成員とは、法人の役員、教員（非常勤の教員を含む。）及び教員以外の職員（臨時職員等を含む。）ならびに学生（学生とは、大学院学生、学部学生、科目等履修生、研究生、外国人留学生、委託生、公開講座等の受講生、その他本学で教育を受ける者をいう。）をいいます。

(2) 相談者

相談することができる者は、ハラスメントの被害者、目撃者及び加害者とされている者です。被害者、目撃者又は加害者とされる者本人でなくても、その代理人も相談することができます。相談にあたっては、1人では不安を感じるなど正当な事由があるときは、付添人を伴ってもかまいません。

(3) 相談員

相談員は、各学部長及び各研究科長ならびに事務局長から推薦を受けた者で、理事長が任命した者です。相談員は、相談業務が適正に行えるように研修を受けています。

※相談員については、掲示板及び「本学ウェブサイト」（在学生の方へーアンチハラスメント）でお知らせします（不明の場合は、学生支援グループにお問合せください）。

(4) 相談の開始から終了まで

・相談の原則

あなたのプライバシーは守られます。安心して相談してください。ただし、虚偽の相談をしてはいけません。

ア 相談の開始までー相談員にコンタクトをとるー

・相談の申し込み

(ア) 相談したいことがあれば遠慮なく相談員に相談を申し込んでください。相談員の氏名と連絡先については、掲示板及び「本学ウェブサイト」に掲載されていますので、どの相談員に相談を申し込んでかまいません。

(イ) 相談の申し込み方法は、相談員への面会でも電話や電子メールでもかまいませんが、電話や電子メールの場合は、相談者の氏名及び連絡先を必ず知らせてください。後日、相談員から相談日程等をご連絡します。

(ウ) 相談員に面会して相談を申し込んだ時、相談員に相談時間がとれる場合は、希望すればそのまま相談をすることができます。

イ 第1回目の相談の日程等の決定

相談員と話し合っ、第1回目の相談の日時及び場所を決めます。相談の場所は、プライバシーの確保に配慮して決めます。

相談は、原則として、2人の相談員が受けます。もう1人の相談員として希望する相談員があれば申し出てください。相談員のうち1人は、原則として相談者と同じ性の者になります。相談員が決まれば連絡します。

ウ 相談の開始ー第1回目の相談ー

(ア) 相談申し込み票の記入

相談を開始するにあたって、相談員がハラスメント相談申し込み票を渡しますので、必要事項を記入してください。

(イ) 相談員との相談

ハラスメントに関するものであればどのようなことでも相談することができます。相談にあたっては、特に証拠のようなものは必要ありません。

(ウ) 相談内容の記録の了解

相談員は、事態を精確に把握するために、相談内容を文書で記録します。相談者は、記録を了解した場合、その旨を示す文書に署名してください。

(エ) 次の回の相談の日程等の決定

相談者と相談員とが話し合っ、次の回の相談の日時及び場所を決めます。

エ 相談員の交替

(ア) 相談員の交替の要求

相談者は、相談員が当事者と利害関係にあるなど、適正な相談業務の遂行が期待できないと考えるときは、相談員の交替を求めることができます。

(イ) 相談員の自主的交替

相談員は、当事者と利害関係にあることが分かったときは、自主的に他の相談員と交替します。

オ 相談の取り下げ

相談者は、相談の取り下げをすることができます。相談の取り下げによって相談は終了します。相談の取り下げをしても、同じ相談をあらためて別の相談員にしてもかまいません。

(5) 相談の終了とその後の措置

ア 相談内容の確認

相談が終われば、相談者と相談員とは相談内容の確認を行い、相談者はその旨を示す文書に署名します。

イ 相談終了後の措置（ハラスメント防止・対策概略図を参考にしてください。）

- 相談は、アンチ・ハラスメント委員会（以下「委員会」とします。）に報告されます。委員会は、被害者の意向を考慮して、必要な措置をとります。

(ア) ハラスメントの当事者の一方から要請があり、他方の同意があるときは、話し合いで解決することができるよう当事者に対して指導又は助言をします。

(イ) 事態が重大かつ緊急のときは、直接当事者に対して指導又は助言をします。

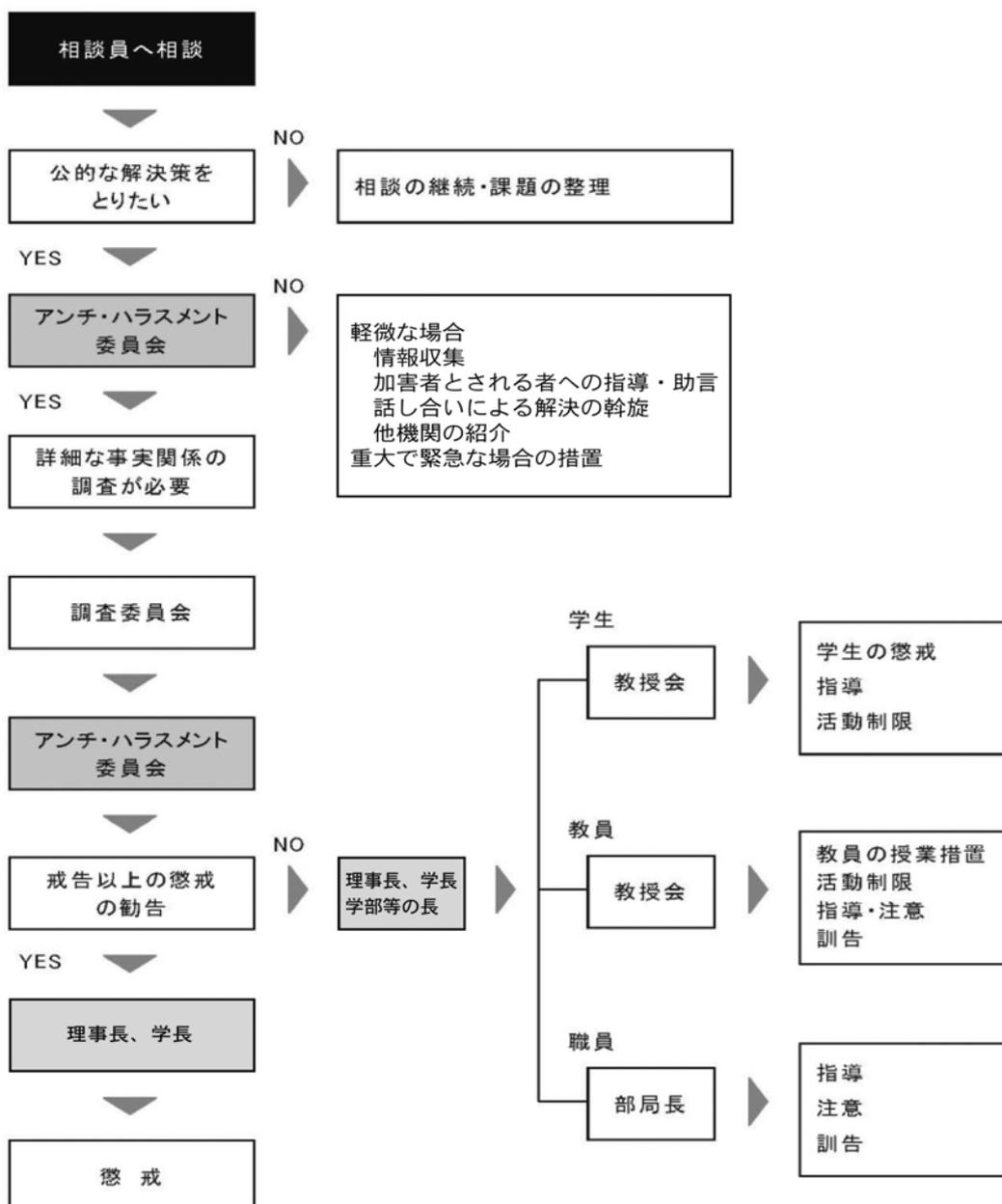
(ウ) 必要と認める時は、調査委員会を設置し、事実関係の調査にあたります。

(エ) 調査委員会からの報告を受けたときは、遅滞なくハラスメントの解決のために必要な措置を審議し、委員会の責任で実施すべき措置は速やかにこれを実施し、理事長又は学長、学部等の長は責任に関わる事項については、適切な措置を講ずるよう勧告します。

- 委員会の勧告を受けた理事長又は学長、学部等の長は、ハラスメントの被害者に対して被害の回復又は救済のために必要な措置をとるとともに、ハラスメントの加害者に対して制裁又は再発防止のための措置をとります。また、ハラスメントが起きた部局は、再発防止に必要な措置をとります。

- 法人としての対応は、理事長及び委員会が相談者に知らせます。

(6) ハラスメントの防止及び対策の概略図



公立大学法人山口県立大学 アンチ・ハラスメント憲章

(平成18年4月1日規程第4-23号)

改正 平成29年4月1日

この憲章は、基本的人権の尊重と男女共同参画社会の理念及び山口県立大学の筆頭校是である「人間尊重の精神」に基づいて、公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)を構成するすべての者が個人として尊重され、いかなるハラスメントも受けることなく学び、働き、教育及び研究に従事することができる大学の環境の整備を目指すものである。

第一章 ハラスメントの定義

本憲章にいうハラスメントとは、法人の活動におけるすべての関係または地位を利用して行われる、当事者の望まない、不当な、有形または無形の圧力をいう。ハラスメントには、以下の行為が含まれる。

1) セクシュアル・ハラスメント

性的要求や性的言動、または固定的な性的役割の観念に基づく言動を繰り返すことにより相手方に不利益を与えること及び相手方を不快にさせ、就労・修学や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることをいう。

2) アカデミック・ハラスメント

教育上または研究上の優越的な地位や立場を利用して、教育指導上または職務上必要な範囲を超えた不適切な言動により相手方の研究学習意欲または研究学習環境を著しく阻害すること及びその職務を逸脱して精神的な苦痛、肉体的な苦痛または困惑を与えることをいう。

3) パワー・ハラスメント

職務上の地位または人間関係などの職場内の優越的な地位や立場を利用して、業務上の必要な範囲を超えた言動により相手方に対して精神的な苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、またはその就労意欲若しくは就労環境を著しく阻害することをいう。

4) 妊娠・出産等に関するハラスメント

上司・同僚からの妊娠・出産等に関する言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境を害することをいう。

5) 育児・介護休業等に関するハラスメント

上司・同僚からの育児・介護休業等に関する言動により育児・介護休業者等の就業環境を害することをいう。

6) その他のハラスメント

相手方の人格権を侵害するようないじめまたは嫌がらせをいう。

第二章 ハラスメントに対する基本方針

ハラスメントは、人間としての品位と尊厳を著しく損なう恥ずべき行為であり、修学、就労、教育、または研究上の環境を劣化させる悪質な人権侵害に当たる。したがって法人は、あらゆるハラスメントを見のがしたり放置したりしないことを、ここに宣言する。

そのため、法人は、あらゆるハラスメントの防止に努めると共に、万一ハラスメントが発生した場合には、適正な手続きに基づいて、ハラスメントの被害者を迅速に救済し、また加害者にはその行為に対して厳正に対処することを宣言する。

第三章 法人構成員の義務

法人の構成員は、互いの人権を尊重し、人間としての品位と尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントを排除する義務を負う。

第四章 法人の責任

理事長は、ハラスメントの防止及び対策について全般的な施策に責任を負う。また、それぞれの部局の管理者は、施策の具体的実施に関して責任を負う。

法人の構成員を監督する立場にある者は、ハラスメントの無い良好な環境を確保するため、日常的に適正な助言や指導を行わなければならない。さらに、ハラスメントに係る事件が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責任を負う。

第五章 ハラスメント防止及び対策のための措置

ハラスメント防止及び対策のための必要な措置については、啓発や研修をすすめるとともに、適切な組織を構築するなどの方策によって、これを図る。

付 章 ハラスメント防止の心得

ハラスメントを起こさないためには、次のことを理解しておかなければならない。

- 1) 社会的、文化的又は宗教的違いから、ある言動がハラスメントに当たるかどうかの認識や解釈が分れる場合がある。自分の一方的な価値観で判断せず、絶えず相手の立場に立って考え、また行動することが、大切である。
- 2) ハラスメントは、しばしばそれと自覚しないで行われていることが多い。無自覚がハラスメントの被害を放置し、拡大してしまう結果になることを銘記すべきである。
- 3) 特に、セクシュアル・ハラスメントの防止のために、男女は互いに対等なパートナーであることを常に認識しなければならない。また、一方的な性的関心でとらえることなく、相手の人格の尊厳と相手の立場への深い配慮に心掛けなければならない。

附 則（平成29年4月1日）

4 留学生支援、障害者支援

1 留学生支援について

山口市へのアクセス

山口市は、空の窓口（福岡空港、山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）や海の窓口（博多港、下関港）から近く、キャンパスまでのアクセスも便利です。東京や大阪などからは新幹線の停車駅の新山口駅から山口線に乗り換え、宮野駅から徒歩5分です。大学付近には民間アパートが立ち並び、物価も安く、人々も温かく迎え入れてくれます。

アパート

アパートの家賃は、安いところで2万円台からあります。大学では、アパートのリストを用意しています。入学が決まったら、まずは高等教育センターグローバル部門に連絡してください。留学生に親切なアパートもあります。（電話：083-928-3413／メール：kokusaika@yamaguchi-pu.ac.jp）

奨学金

奨学金は、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、民間団体の奨学金などがあります。成績に基準があり、成績優秀者に限定されるものもあるので、日常の学習成績を一定の基準以上にする努力が必要です。

対 象	奨学金名	種別	月 額	推薦枠
長期留学生 (正規生)	留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費)	給付	48,000 (学 部)	学部・大学院 各1名程度
			48,000 (大学院)	
	ロータリー米山記念奨学金	給付	100,000 (学 部)	学部・大学院 併せて1名程度
			140,000 (大学院)	
	平和中島財団外国人留学生奨学金	給付	100,000 (学 部)	学部・大学院 各1名程度
			100,000 (大学院)	
JEES 奨学金・日能奨学金	給付	50,000	なし	

(今後、変更される場合があります。)

アルバイト

アルバイト情報は、学内に掲示されています。留学生は留学による滞在許可（ビザ）がありますが、資格外活動の申請をすればアルバイトをすることができます。入学式後に留学生のためのオリエンテーションを行いますので、そこで詳しい説明を聞くことができます。

◆学費（平成29年度）

種 別	入 学 料 (入学手続き時納入)	授 業 料 (前期・後期の2回分納)
県内生	141,000円	年 額 535,800円 前期分 267,900円 後期分 267,900円
県外生	282,000円	

*入学科・授業料とは別に、教育後援会費や保険料、学部により実験実習費等の経費が必要になります。
(9万円～12万5千円程度・入学時に納入)

◆授業料免除（全額・半額）・徴収猶予制度

経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、申請により、授業料の全額もしくは

半額の免除を行っています。（入学後、申請締切日までに申請必要）

また、同様の事情により、定められた期日までに授業料を納付することが困難な場合には、徴収猶予期間を受けることができます。

留学生会・留学生室

留学生によって設立された留学生会があり、先輩からのアドバイスをもらうことができます。留学生室もあり、情報交換の場所として使われています。留学生会は年2回、自主的に行事を運営するほか、大学祭などでも活躍しています。

学生チューター

入学当初には、日本人学生による学生チューターが、マン・ツー・マンで生活支援や日本語支援をしてくれます。

チューター教員

学生一人一人にチューター教員がいます。困ったことがあれば、チューター教員や高等教育センターグローバル部門に気軽に相談してください。

就職・進路

留学生就職フェア等が山口市をはじめ、福岡や広島などで開催されます。卒業生の多くが、日本の企業に就職しています。帰国して日系企業に就職したり、日本語の教員になっている留学生もいます。また、大学院に進学する学生も多く、留学生の進学先には山口県立大学、岡山大学、広島大学、山口大学、九州大学などの大学院があります。

情報へのアクセス

学生一人一人にユーザーIDとパスワードが配付され、学内の情報機器を利用することができます。留学生室にもパソコン等を置いています。

国際交流

学内には、長期留学生（正規生）のほか、1年以内の短い期間で協定大学から留学してきた学生もいます。それらの留学生と日本人学生と一緒に国際交流を行う小旅行やイベントなどを用意しているほか、Y&I（「You & I」、「友愛」等を意味する）事業は、年3回程度行われます。

地域交流・ホームビジット

地域の方々は留学生と交流する機会を楽しみにしています。地元の小中学校を訪問したり、地域のお祭りや行事に参加し、地域の子もたちや人々と気軽に交流できます。希望する留学生には、日本人の家庭を訪問するホームステイやホームビジットの紹介もしています。日本の家庭生活を体験したり、家族の一員のように親しく交流できる良い機会となります。

入学手続き等

留学生を対象とした「外国人留学生選抜」で受験できるのは、国際文化学部（国際文化学科、文化創造学科）と社会福祉学部（社会福祉学科）、看護栄養学部（栄養学科）です。入学試験の日時や科目については本学ウェブサイトや募集要項で確認して下さい。入学後に留学生オリエンテーションを準備しています。

2 障害者支援について

入学前

障害等のある入学志願者との事前相談を行っています。

本学に入学を志願する者で、障害がある者は、受験上及び修学上特別な配慮を要することがありますので、出願前にあらかじめ本学に申し出てください。

なお、事前相談は受験生の負担軽減や、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮するために行うものであり、相談することにより受験生に不利益を与えるものではありません。

(1) 相談の時期

ア 一般選抜志願者	平成31年 1月25日(金)まで
イ 推薦入学志願者	平成30年10月 5日(金)まで
ウ 外国人留学生選抜志願者	平成30年12月27日(木)まで
エ 大学院志願者	平成30年10月 4日(木)まで
オ 別科助産専攻特別選抜志願者	平成30年 8月17日(金)まで
カ 別科助産専攻一般選抜志願者	平成30年10月23日(火)まで

(2) 相談の方法

相談にあたっては、次の内容を記載した事前相談書(様式自由)を提出してください。必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行います。

- ア 氏名、生年月日、連絡先及び所属(出身)学校等名
- イ 出願を希望する試験種別及び学部・学科等
- ウ 障害の種類・程度(医師の診断書を添付すること)
- エ 受験上及び修学上希望する具体的措置
- オ 在学した学校等における生活状況等(主として授業関係)
- カ その他参考となる事項

(3) 受験時に行う配慮の例

- ・ 別室での受験の許可、座席の配慮、車椅子用機の配置
- ・ 問題文等の拡大
- ・ 文書による注意事項等の伝達
- ・ パソコンでの解答の許可

入学後

本学では、障害者差別解消法に教職員が適切に対応するための規程(公立大学法人山口県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程)を定め、障害学生支援委員会を設置する等、学内における体制を整備して障害学生支援を行っています。

これまでに行った支援の例としては、次のようなものがあります。

- ・ トイレ、入口等の改造
- ・ 専用駐車スペースの確保
- ・ 受講科目の使用教室の配慮
- ・ 授業で使用するプリント等の拡大
- ・ 教室の座席位置の配慮
- ・ 定期試験の別室での受験

支援に関する相談窓口

入学前

教務学生部教務入試グループ
TEL 083-929-6506

入学後

教務学生部学生支援グループ
TEL 083-928-5647